第8期

鹿部町高齢者保健福祉総合計画

(鹿部町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)

概要版



令和3年3月 鹿部町

● 計画策定にあたって

1 計画策定の目的

当町では、介護保険制度が施行された平成12年度以降、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成12~14年度)の策定を皮切りに、これまで7期にわたる介護保険事業計画を策定してきました。

今回策定する第8期鹿部町高齢者保健福祉総合計画は、2025年に向けた「地域包括ケア計画」として、第5期で開始した地域包括ケア実現のための方向性を継承しつつ、2040年を展望し、誰もがより長く元気に活躍できる社会の実現を目指すため、給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保が求められることになります。

全国的な傾向と同様、当町においても高齢者の単身・夫婦のみ世帯などの増加に伴い、生活支援の必要性も高まっています。今後は、ニーズに応じた地域サロンの開催、見守り・安否確認、外出支援、家事支援などの生活支援・介護予防サービスを充実させていくとともに、認知症高齢者を地域で支えるために、早期診断等を行う医療機関、介護サービス、見守り等の生活支援サービス等を充実させていく必要があります。

高齢者保健福祉総合計画では、高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らし続けられる地域社会の実現を目指し、これまでの成果や課題、新たな国の動向を踏まえ、鹿部町らしい地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。

2 計画の位置づけ

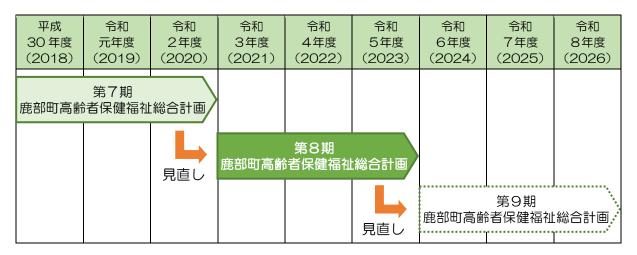
本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づき定められる老人福祉計画及び介護保険法第117条の規定に基づき定められる介護保険事業計画を一体的に策定し、介護保険を含めた高齢者の福祉全般にわたる総合的な計画です。また本計画は「第5次鹿部町総合計画」の保健・福祉部門の分野計画としても位置付けられています。

当町の高齢者の施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、介護保険事業の円滑な実施を図り、地域包括ケアシステムの構築を目指し、施策展開の考え方や方策、施策の目標及び介護サービス量の見込み等を定めます。

3 計画の期間

介護保険法第117条第1項の規定に基づき、本計画は令和3年度~令和5年度までの3年間を計画期間とします。

なお、計画の最終年度である令和5年度に次期計画策定に向けた見直しを行うこととします。



4 計画の策定方法

(1)計画の策定体制

計画の策定にあたっては、高齢者福祉事業の担当部門である鹿部町保健福祉課を中心として、計画の評価及び見直しを行うとともに、計画策定の基礎資料を得ることを目的として高齢者に対する実態調査を実施しました。

また、町民の意見を反映させるため、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者等 の構成による「鹿部町高齢者保健福祉総合計画推進委員会」を設置し、計画内容の審議を行いま した。

(2) 高齢者・介護保険に関する調査

①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施

地域の課題や必要となるサービスの把握や分析を行うため、65歳以上の自立高齢者及び要支援1・2の認定を受けている高齢者を対象とした日常生活圏域ニーズ調査を実施し、計画策定の基礎資料としています。

②在宅介護調査の実施

要介護認定者の適切な在宅生活の継続と家族等介護者の就労継続の実現に向け、介護サービスの在り方を検討し、計画に反映させることを目的として実施しました

● 当町の高齢者の状況

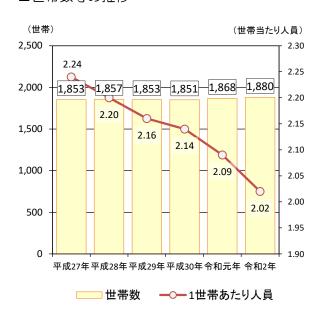
当町の人口は平成27年以降減少を続けており、令和2年の住民基本台帳人口(9月末現在)は、3,806人となっています。また、世帯数は令和元年から増加傾向がみられ、令和2年には世帯数が1,880世帯、1世帯あたりの人員は2.02となっています。

高齢化率は全国平均や北海道平均と比べると高く推移しており、また、当町の増加傾向は今後も続くものと推測されます。

■総人□の推移

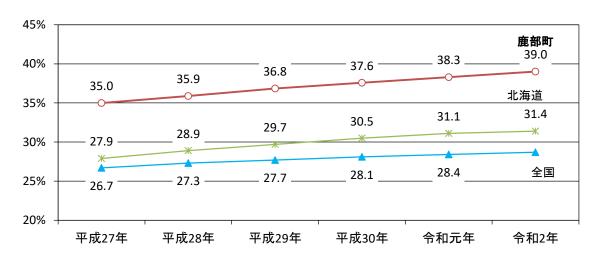
(人) 5,000 4,142 4,086 4,011 3,963 3,911 3,806 4,000 1.449 1,466 1,478 1,489 1,498 1.485 3,000 2,000 2,272 2,211 2,137 2,086 2,046 1,980 1,000 396 388 367 341 平成27年 平成28年 平成29年 平成30年 令和元年 令和2年 ■生産年齢人口 ■年少人口 ■高齢人口 (65歳以上) (0~14歳) (15~64歳)

■世帯数等の推移



[出典]総人口:住民基本台帳(各年9月末現在)、 世帯数:北海道総合政策部情報統計局統計課「住民基本台帳人口•世帯数」

■高齢化率の比較



[出典]住民基本台帳(各年9月末現在)

● 計画の基本理念

当町の高齢化率は今後も上昇が続くことが予想され、高齢者のみ世帯の増加や、要支援・要介護認定者も増加が見込まれます。当町では、最上位計画である「第5次鹿部町総合計画」のもと、保健・福祉分野では「安心して暮らせるまち」を基本施策として、高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持ち、豊かで充実した生活を送ることができるよう、まちづくりを推進しています。

そのため、本計画の策定では、「第5次鹿部町総合計画」の保健・福祉分野における基本施策を 踏襲し、高齢者が住み慣れた地域で生き生きと生活を送ることができるよう下記のとおり基本理念 を設定します。

- 基本理念-

高齢者が安心して生き生きと暮らせるまち

● 推進する施策

基本目標1

日常生活支援と生きがいづくり

住み慣れた地域で安心して生活を続けていくことができるよう、支援を必要とする高齢者の実情に応じた、様々な介護・福祉サービスを提供していきながら、高齢者の自立した生活を支援します。

必要なサービスを適切に受けられるためのコーディネートとともに、情報提供などにより利用の 支援を行います。

●生活支援サービスの充実

- 生活支援体制整備事業の推進
- 地域自立生活支援事業
- 家族介護支援事業
- 家族介護継続支援事業
- 緊急通報電話機利用支援事業
- 救急カード利用促進事業

②生きがいづくりや主体的な活動の支援

- 生涯学習・文化活動の促進
- スポーツ・レクリエーション活動の促進
- 高齢者運動会の開催
- 「いこいの湯」の維持管理
- コミュニティカフェの開催
- 老人クラブ活動支援
- ボランティア活動支援
- 鹿部町地域就労サポートセンターとの連携
- 地域公共交通の充実

基本目標2 健康づくりと介護予防の推進

高齢者一人ひとりの健康実現、健康寿命の延伸・生活の質の向上の実現を目指し、健康診査をは じめとする健康づくりへの取組と、高齢者の状況に応じた介護予防を推進します。

また、平成29年度から取組を開始した「介護予防・日常生活支援総合事業」を充実させ、介護 予防と生活支援サービスを推進します。

●健康づくりの推進

- ■「健康手帳」の活用促進
- 健康診査事業
- 健康相談
- 地域の健康づくり推進(健康教育)

介護予防の総合的な推進

- 訪問型サービス
- 通所型サービス
- その他の生活支援サービス
- 介護予防ケアマネジメント
- 介護予防把握事業
- 介護予防普及啓発事業
- 地域介護予防活動支援事業
- 一般介護予防事業評価事業
- 地域リハビリテーション活動支援事業
- フレイル対策の推進

基本目標3

地域包括ケアシステムの構築

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、医療機関や介護サービス提供者、地域の 自主グループなど地域の広い協力態勢を創り出し、多様なネットワークを築きます。

町全域を1圏域とする日常生活圏域において、高齢者の医療、介護、介護予防、住まい、生活支 援の各分野が、相互に連携した地域包括ケアシステムを構築していきます。

介護保険サービスの充実

- 居宅サービスの充実
- 地域密着型サービスの充実
- 施設サービスの充実
- 町内地域密着型サービス事業者との連携
- 相談体制の整備
- 介護サービス事業者向け研修会等の開催
- 地域密着型サービス事業者の指導・監督
- 介護・福祉人材の確保への支援
- 介護保険事業所の生産性向上に向けた検討
- 制度の周知啓発
- 介護サービス情報の公表制度の活用
- 要介護認定の適正化
- ケアプランの点検
- 住宅改修等の点検
- 医療情報との突合・縦覧点検
- 介護給付費通知

❷安心して暮らせる地域づくりの整備

- 総合相談支援事業
- 包括的・継続的ケアマネジメント
- 地域見守りネットワークの推進
- 地域ケア会議の推進
- 医療と介護の連携推進
- 高齢者世話付き住宅(シルバーハウジング) の整備検討
- 住宅改修の相談支援
- バリアフリーの促進
- 防犯・消費者被害防止
- 防災・減災対策の推進
- 感染症対策の推進

❸認知症施策の推進

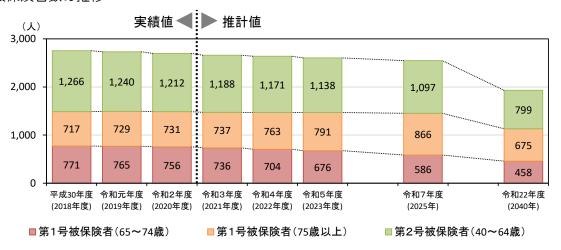
- 認知症に関する周知啓発
- 認知症ケア体制の充実
- 認知症サポーターの養成
- 認知症の方及びその家族への支援
- 認知症ケアパスの普及・啓発
- 成年後見制度の利用支援
- 高齢者の虐待防止・早期発見及び権利擁護

● 将来推計

1 被保険者数の推計

第1号被保険者数は令和3年度以降減少する見通しとなっており、令和7(2025)年度には 1,452人、令和22(2040)年度には1,133人になると見込んでいます。また、第2号被保険者 数は減少傾向が続き、令和22(2040)年度には799人となる見込みです。

■被保険者数の推移

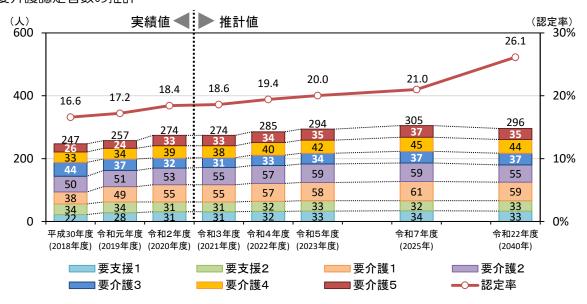


[出典]実績値:住民基本台帳(各年9月末現在)、推計値:コーホート変化率法による推計値

2 要介護認定者数の推計

要介護認定者数は今後、令和7(2025)年度までは増加傾向、令和22(2040)年度には296人と減少する見込みです。また、後期高齢者の増加に伴って要介護認定率は増加傾向に転じ、令和7(2025)年度は21.0%、令和22(2040)年度には26.1%になると予想されます。

■要介護認定者数の推計



[出典]実績値:介護保険事業状況報告、推計値:男女年齢階級別認定率による推計

● 介護保険料

第8期計画期間の所得段階別の負担割合及び介護保険料を以下のとおり設定します。

保険料段階	本人の年金収入額等	課税区分	基準額に 対する 割合	保険料	保険料 年額
第1段階	生活保護、又は 老齢福祉年金受給者、又は 本人年金収入額が80万円以下	家族全員非課税	0.50 (0.30)	2,750円 (1,650円)	33,000円 (19,800円)
第2段階	本人年金収入額が80万円超、120万円以下	家族全員 非課税	0.75 (0.50)	4,125円 (2,750円)	49,500円 (33,000円)
第3段階	本人年金収入額が120万円超	家族全員 非課税	0.75 (0.70)	4,125円 (3,850円)	49,500円 (46,200円)
第4段階	本人年金収入額が80万円以下	本人 非課税	0.90	4,950円	59,400円
第5段階(基準額)	本人年金収入額が80万円超	本人 非課税	1.00	5,500円	66,000円
第6段階	基準所得金額が120万円未満	本人課税	1.20	6,600円	79,200円
第7段階	基準所得金額が120万円以上、210万円未満	本人課税	1.30	7,150円	85,800円
第8段階	基準所得金額が210万円以上、320万円未満	本人課税	1.50	8,250円	99,000円
第9段階	基準所得金額が320万円以上	本人課税	1.70	9,350円	112,200円

※カッコ内は公費による保険料負担軽減後の値

第8期鹿部町高齢者保健福祉総合計画 (鹿部町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)

発行:北海道 鹿部町 令和3年3月

〒041-1498 北海道茅部郡鹿部町字宮浜 299 番地 TEL 01372-7-2111 FAX 01372-7-3086 http://www.town.shikabe.lg.jp/